

保 衛 第 1 0 4 4 号

平成 3 0 年 1 1 月 6 日

各市町村

狂犬病予防業務担当課長 殿

沖縄県保健医療部衛生薬務課長

(公印省略)

犬の狂犬病予防注射率向上の取り組みについて

日頃より、本県の狂犬病予防業務にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、狂犬病は日本の周辺国を含む世界のほとんどの地域で依然発生し、沖縄県においても常に侵入の脅威に晒されています。狂犬病が確認された場合、そのまん延を防止する策として、犬の狂犬病予防注射接種率を70%以上に維持することが重要であるとの報告もありますが、本県における予防注射接種率は50%と低迷し、向上させることが急務となっております。

このたび、先日実施しました県内各市町村における狂犬病予防注射率向上の取り組み状況アンケートの集計がまとまりましたので、結果をご参考のうえ、取り組みにより一層ご尽力頂きますようお願いいたします。

別添：狂犬病予防注射率向上の取り組みアンケート結果

沖縄県保健医療部衛生薬務課

食品乳肉班 佐藤

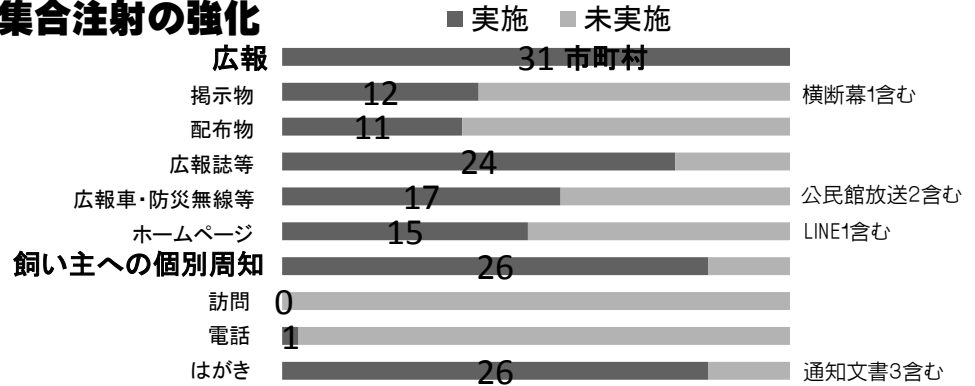
TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723

E-mail : satoumdk@pref.okinawa.lg.jp

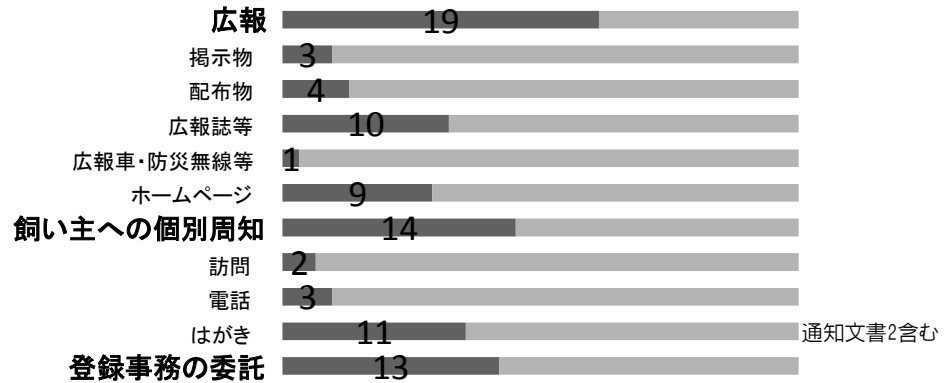
狂犬病予防注射率向上の取り組み 市町村アンケート結果

平成30年10月実施、回答数31（対象41市町村中）

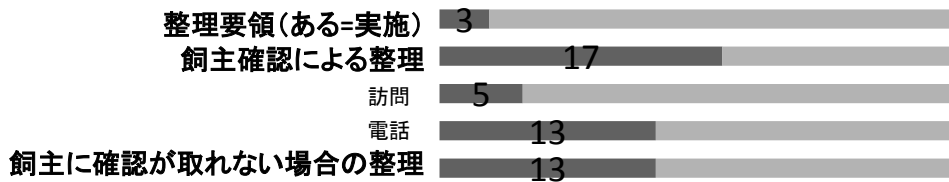
集合注射の強化



集合注射以外の注射の促進



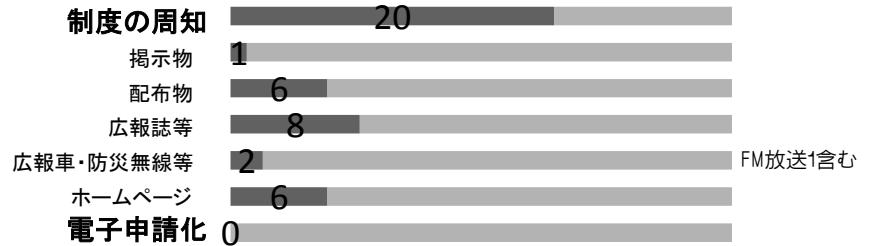
登録原簿の整理推進



※ 飼い主に確認が取れない場合の原簿整理対象

- ・18歳以上、連絡取れない、5年以上返戻された場合（回答数：1以下同）
- ・電話が不通のうえ、訪問し転出の確認ができれば整理している
- ・登録から15年以上かつ郵便返戻の場合
- ・18歳以上で連絡の付かない犬
- ・生年月日から20年以上経過。2年連続で葉書が返戻され、かつ3年間注射していない
- ・20歳以上で2年以上注射していないもの
- ・2年以上連絡がとれないもの
- ・通知が返戻された飼い主
- ・2017年度に6年以上注射を受けていない犬を対象に原簿から抹消
- ・年度初めに字区長へ犬の有無について確認依頼
- ・区長への整理依頼
- ・死亡や転出が判明した場合（回答数：3）

死亡届出の促進



転入届の促進(住民課との連携)



その他の取り組み

動物愛護推進員の推薦 1

その他回答

- ・集合注射の強化に関するその他の取り組み: 自治会長への案内(回答数1: 以下同)
- ・集合注射以外の注射の推進に関するその他の取り組み: 飼主への窓口による個別周知
- ・転入届けに関するその他の取り組み: 訪問
- ・定期的にFM放送
- ・動物病院の紹介
- ・夜間早朝パトロール
- ・集合注射の結果(各区分に集合注射接種率)を広報誌で掲載することで、各区長や組長が率先して接種率を上げようと声かけや情報提供をして下さり、未実施の方の意識向上につながり集合注射終了後も問い合わせがあり、注射率が伸びている